

電気通信事故検証会議 周知広報・連絡体制ワーキンググループ 開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「電気通信事故検証会議」の下に開催されるWGとして、事故発生時において電気通信事業者が行う周知広報の内容及び情報伝達手段の多様化、関係機関等に対する緊急連絡体制、携帯電話サービスのエリア図等の提供に向けた方策等について検討を行い、事故発生時において利用者が必要とする情報を適時かつ円滑に取得できる環境を整備することを目的とする。

2 名称

本WGは、「電気通信事故検証会議 周知広報・連絡体制ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 事故発生時において電気通信事業者が行う周知広報の内容（頻度、情報の種類、用語の定義等含む）及び情報伝達手段の多様化（報道機関や販売代理店の連携含む）に関する検討
- (2) 関係機関（緊急通報機関、政府、指定公共機関、報道機関等）等に対する緊急連絡体制に関する検討
- (3) 事故発生時における携帯電話サービスのエリア図等の提供に向けた検討
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの主査は、電気通信事故検証会議の座長が指名する。
- (2) 本WGの構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 主査は本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 本WGの構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、オブザーバーを招へいすることができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (9) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定める。

5 会議等の公開

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの議事概要は、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 庶務

本WGの庶務は、総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室が行う。